

雇用保険適用事業所を設置する場合の手続きについて

◆手続きの流れ◆（一元適用事業所の場合）

労働基準監督署に労働保険関係成立届をご提出いただいた後、公共職業安定所にて手続きとなります。



◆ 必要な書類 ◆

- 1 雇用保険適用事業所設置届
- 2 雇用保険被保険者資格取得届（届出時点での全ての加入対象者分が必要です。）
- 3 労働保険関係成立届の事業主控※（労働基準監督署受理済みのもの）

◎事業所の実在、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況を証明することができる書類

【法人の場合】

- 4 登記事項証明書
※設置届に記入された法人番号により、ハローワークで登記事項の確認ができる場合は添付省略可能です。
ただし、通常よりも手続きにお時間をいただく場合があります。
- 5 ①事業許可証、②営業許可証（事業許可が不要の場合は、（事業内容がわかる）取引先等からの納品書、請求書、原料買付伝票、出荷伝票、売上傳票や税務関係書類等）、③工事契約書等、事業経営の状況が確認できる書類
- 6 事業所の所在地が明記されている書類（公共料金の請求書、賃貸借契約書等）
※事業所の所在地が登記されたものと異なる場合のみ

【個人事業の場合】

- 5 ①事業許可証、②営業許可証（事業許可が不要の場合は、（事業内容がわかる）取引先等からの納品書、請求書、原料買付伝票、出荷伝票、売上傳票や税務関係書類等）、③工事契約書等、事業経営の状況が確認できる書類
- 6 事業所の所在地が明記されている書類（公共料金の請求書、賃貸借契約書、事業主の世帯全員の住民票の写し等）※上記5で屋号、事業所所在地、代表者名が確認できない場合のみ

◎労働者の雇用実態、賃金の支払いの状況等を証明できる書類

- 7 労働者名簿
- 8 賃金台帳（雇入れから現在まで）
- 9 出勤簿又はタイムカード（雇入れから現在まで）
- 10 （有期契約労働者の場合は）雇用契約書

※雇用保険の加入要件（次の2つの要件を両方満たす方）

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること

- ◆賃金台帳について、事業開始後間もないなど、合理的な理由（賃金未確定など）により提出が出来ない場合は、使用する予定の様式をご提出ください。
- ◆前職のある方は雇用保険被保険者番号を確認し記入してください。
※不明な場合は履歴書を添付するなどの対応を行ってください。
- ◆番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、**個人番号（マイナンバー）**を記入してください。
- ◆6か月以上遡って取得する場合は、上記書類に加え、**遅延理由書**が必要です。
- ◆法人の役員、事業主と同居の親族、昼間学生等は原則加入できません。
- ◆社会保険労務士から社会保険労務士法第17条に規定する審査事項の付記がなされた届出書が提出される場合、労働保険事務組合を通じて提出される場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、労働者の雇用実態、賃金の支払いの状況等を証明できる書類の提出は不要です。
 - ア 届出期限を著しく（原則として雇入れ日から6か月）徒過した場合
 - イ 届出内容を精査する必要があると判断した場合
- ◆遡って事業所設置届を提出した場合などは事業所実地調査を行うことがあります。

【お問い合わせ】 ハローワーク梅田 雇用保険適用課 適用係

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル 16階

TEL 06-6344-8609（部門コード：21#）

受付は、平日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後4時までです。

天満労働基準監督署

【管轄区域】 北区・都島区・旭区

〒530-6007

大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー 7F

Tel 06-7713-2005



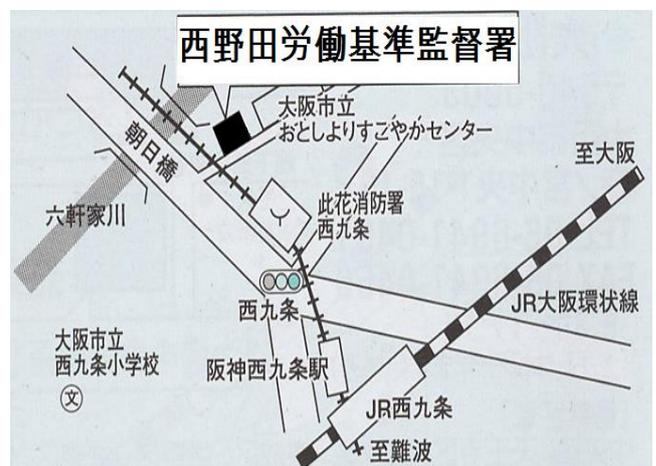
西野田労働基準監督署

【管轄区域】 此花区・西淀川区・福島区

〒554-0012

大阪市此花区西九条5-3-63

Tel 06-7669-8788



(裏面)